

別紙

千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助金 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 千葉市がこの特記事項が付帯する「千葉市高齢者見守り・安否確認機器補助事業」(以下「本事業」という。)において個人情報を取り扱わせる登録事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本事業による事務(以下「本件事務」という。)を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 登録事業者は、本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。登録が取り消され、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3 登録事業者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な千葉市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針及び千葉市情報セキュリティ対策基準に定める措置と同等以上の措置を講じなければならない。

2 登録事業者は、本件事務に係る個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を設置し、その者をして、本件事務に係る個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項(安全管理措置に係る事項を含む。)、関係法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他事務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等を行わせることとするとともに、千葉市にその責任者及び研修等の実施計画を報告し、また、当該研修等の実施後、速やかにその旨を報告しなければならない。

3 本件事務に係る個人情報の管理について、不適正な取扱いがあると認められるときは、千葉市は登録事業者に対し、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(従事者への周知及び監督)

第4 登録事業者は、本件事務に従事する者(以下「従事者」という。)を明確にし、その者の氏名及び所属を、個人情報管理責任者、個人情報作業責任者、個人情報作業従事者及び情報授受担当者などの役割を明らかにして、その内容を千葉市に通知しなければならない。

2 登録事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を了知させるとともに、了知後速やかにその了知させたことが分かる書面等を提出しなければならない。

3 登録事業者は、前項の了知の際、従事者に対し、本件事務に従事している者又は従事していた者が、個人情報の違法な利用及び提供に関して法で規定する罰則が適用される可能性があることを周知しなければならない。

4 登録事業者は、従事者に対し、本件事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。登録が取り消され、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第5 登録事業者は、本件事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(目的外の利用又は第三者への提供の禁止)

第6 登録事業者は、本件事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 登録事業者は、千葉市の指示又は承諾があるときを除き、本件事務を処理するために取得し、又は千葉市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第8 登録事業者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、本件事務の一部かつ重要な部分に該当しない業務については、次に掲げる事項を千葉市に対して報告の上、あらかじめ再委託先において講じられる安全管理措置が千葉市と同等程度であると認められるものとして千葉市の書面による承諾を得ることで、再委託することができる。

(1) 再委託が必要な理由

(2) 再委託先

(3) 再委託の内容

(4) 再委託先が取り扱う情報

(5) 登録事業者の再委託先に対する監督方法

2 登録事業者は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託先に取り扱わせる場合には、この特記事項により登録事業者が負う義務を、あらかじめ契約書等で市が指定する事務を除き、「千葉市」を「登録事業者」に、「登録事業者」を「再委託先」に読み替えて、再委託先に対しても遵守・履行させるとともに、登録事業者と再委託先との間で締結する契約書等においてその旨を明記しなければならない。この場合において、登録事業者は、千葉市の提供した個人情報並びに登録事業者及び再委託先が本件事務を処理するために取得した個人情報をさらに委託するなど、第三者に取り扱わせることを禁止しなければならない。

3 登録事業者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、千葉市に対して責任を負うものとする。

4 前3項の規定は、再委託先が登録事業者の子会社である場合も同様とする。

(資料等の返還等)

第9 登録事業者は、本件事務を処理するために千葉市から貸与され、又は登録事業者が取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、登録の取消し又は解除の後直ちに千葉市に返還し、又は引き渡すものとし、その他千葉市の承諾を得て行なった複写又は複製物を含む本件事務を処理するために用いた個人情報については、廃棄又は消去し、いずれにおいても千葉市にその旨の報告をしなければならない。なお、本件事務を処理するために用いた個人情報を保存していた電子媒体等を廃棄等する場合は、復元できないよう措置を講ずるものとする。ただし、千葉市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(情報の授受等)

第10 第9に定める資料等の返還及び成果物の授受（以下「授受等」という。）は、第4の規定によりその

役割を果たすべき者として千葉市に届け出られている者が行うものとする。

- 2 授受等が、契約書等で千葉市が指定することにより、千葉市と登録事業者との直接のやり取りになっていない場合は、登録事業者は、その授受等の方法について、あらかじめ千葉市に承認を得なければならない。

（事故発生時における報告）

第11 登録事業者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態及び本件事務に係る個人情報の漏えい、毀損、滅失等が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに千葉市に報告し、千葉市の指示に従うものとする。登録が取り消され、又は解除された後においても同様とする。

- 2 前項の規定による報告があった場合において、千葉市は、登録事業者の意図に関わらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要な範囲においてその内容を公表することができる。

（検査等の実施）

第12 千葉市は、登録事業者が本件事務を処理するに当たっての作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、安全確保の措置の実施状況を確認するため、年1回以上、実地（同一内容の本件事務において登録事業者や登録事業者が個人情報を取り扱う場所が複数ある場合は、そのうちの一か所以上）に検査するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、登録事業者からの書面の提出をもって替えることができる。

- （1）書面による確認で足りる場合
- （2）登録事業者又は登録事業者が個人情報を取り扱う場所が遠方である場合
- （3）その他実地検査ができないことについてやむを得ない理由があるとき

- 2 登録事業者は、千葉市から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

（資料等の提出）

第13 千葉市は、市の保有個人情報と認められる情報が記載されている資料等について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。

- 2 登録事業者は、千葉市から前項の求めがあったときは、速やかにこれに従わなければならない。

（登録の取消し及び損害賠償）

第14 千葉市は、次のいずれかに該当するときには、登録の取消し及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

- （1）本件事務を処理するために登録事業者が取り扱う個人情報について、登録事業者又は再委託先の責めに帰すべき事由により千葉市又は第三者に損害を与えたとき。
- （2）前号に掲げる場合のほか、登録事業者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき。

（補則）

第15 この個人情報取扱特記事項に規定する各種書類の提出期限は、千葉市が別に指定する。

<個人情報保護法における罰則関係規定の抜粋>

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機

関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第178条 第148条第2項又は第3項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第179条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第184条第1項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第182条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

（1） 第146条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（2） 略

第183条 第176条、第177条及び第179条から第181条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第184条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

（1） 第178条及び第179条 1億円以下の罰金刑

（2） 第182条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第185条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

（1） 第30条第2項（第31条第3項において準用する場合を含む。）又は第56条の規定に違反した者

（2） 第51条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（3） 偽りその他不正の手段により、第85条第3項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者